

富山県国民保護計画変更案の概要

1 計画変更の趣旨

国（内閣官房）の「国民の保護に関する基本指針」（以下、「基本指針」）の変更（R8.3月）を踏まえ、富山県国民保護計画の関係条項についての見直しを行うもの。

2 主な計画変更項目及び内容

(1) 「基本指針」変更項目の反映

- 国民保護法施行令の改正（救援の項目に「福祉サービスの提供」を追加）に伴う追記。
- 近年の自然災害での対応を踏まえ、あらかじめ指定した避難施設以外に、ホテル・旅館などの宿泊施設についても、避難所として供与できることを明記。
- 救援告示に対応した追記及び変更。
- その他、用語の適正化等。

(2) 時点修正に伴う変更

人口等の数値修正や県組織改編の反映等。